

4 種類別明細書（増加資産用）の書き方

種類別明細書（増加資産用）の用紙が足りない場合はコピーを取ってからご利用ください。
なお、新潟市ホームページから用紙をダウンロードすることができます。詳しくはP.10参照

① <資産種類>

資産の種類に記載する数字は、下記の通りです。

- 1⇒構築物
- 2⇒機械及び装置
- 3⇒船舶
- 4⇒航空機
- 5⇒車両及び運搬具
- 6⇒工具、器具及び備品

所有者コード	
記載する必要はありません。	

種類別明細書(増加 資産用)

行番号	資産コード	資産②の名称	③重量	④取扱年月	取 得 ⑤価額	⑥残価率	所有者名		⑦課税標準の特例率	⑧耐用年数	⑨摘要
							所有者名	枚数			
011		駐車場舗装	15505	900000	100.		株式会社 日本鉄工所	1枚のうち	①2 3・4		
021		内装工事	15506	1500000	130.			1枚	①2 3・4		
031	記載する必要はありません。	自転車小屋	15510	800000	70.				①2 3・4		
042	記載する必要はありません。	ラジアルボーラバン	151901	1300000	100.				①2 3・4	13	R5.8横浜営業所より移動
052	する必要はありません。	研磨機	156312	200000	100.		ただし、自社の電子計算機を利用して申告される方は、必ず記載してください。		①2 3・4		申告もれ
066	する必要はありません。	エアコン	15510	250000	60.				①2 3・4		
07	する必要はありません。		5						①2 3・4		
08	する必要はありません。		5						①2 3・4		
09	する必要はありません。		5						①2 3・4		
10	する必要はありません。		5						①2 3・4		
11	する必要はありません。		5						①2 3・4		
12	する必要はありません。		5						①2 3・4		
13	する必要はありません。		5						①2 3・4		
14	する必要はありません。		5						①2 3・4		
15	する必要はありません。		5						①2 3・4		
16	する必要はありません。		5						①2 3・4		
17	する必要はありません。		5						①2 3・4		
18	する必要はありません。		5						①2 3・4		
19	する必要はありません。		5						①2 3・4		
20	する必要はありません。		5						①2 3・4		
		小計	6		4950000						

⑤ <取得価額>

当該資産の取得価額を記載してください。
なお取得価額とは、資産を取得するために通常支出すべき金額（当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他直接要した費用を含む）をいいます。消費税の取り扱いについては、会計上選択されている経理方式に合わせてください。
また、圧縮記帳は固定資産税の評価上では認められていませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

⑨ <摘要>

次のような事項を記載してください。
 - 移動資産については、移動元の市町村名
 - 課税標準の特例が適用される資産や非課税資産については、適用条項
 - 前年までの申告が漏れていた場合は、「申告もれ」

⑥ <耐用年数>

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。（⇒P.24参照）

*中古資産については、見積もり耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記載してください。※短縮耐用年数を適用している場合は、短縮耐用年数を記入してください。（「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。）なお、決算期末到来のため、提出が困難な場合はお問い合わせください。

⑦ <増加事由>

該当する事由の番号を○で囲んでください。

- 1⇒新品取得
- 2⇒中古品取得
- 3⇒移動による受入れ
- 4⇒その他

4（その他）に該当する場合は、具体的な増加事由を⑨摘要欄に記載してください。

⑧ <改正前耐用年数>

初めて新潟市に計上する資産で、平成20年度税制改正により耐用年数を変更している場合は、変更前の耐用年数を記載してください。

記載がない場合は、⑥耐用年数欄に記載された年数により評価額が計算されます。（課税標準額の計算方法が異なります。⇒P.20参照）